

東部大阪都市計画ごみ焼却場
四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る

事後調査計画書

令和4年7月

四條畷市交野市清掃施設組合

本事後調査計画書は、「大阪府環境影響評価条例」（平成10年大阪府条例第3号）及び同施行規則の規定により作成したものである。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図及び5万分1地形図を複製したものである。（承認番号 平25 近複、第29号）
また、承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。

目 次

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
2. 事業の名称	1
3. 対象事業及び環境保全対策の実施予定	1
3-1. 事業概要	1
3-2. 環境保全対策の実施予定	8
4. 事後調査の方法	17
5. 事後調査の結果の記載様式	27
5-1. 大気質（供用時）	27
5-2. 水質（工事時、供用時）	30
5-3. 騒音（工事時、供用時）	32
5-4. 振動（工事時、供用時）	33
5-5. 低周波音（工事時、供用時）	34
5-6. 悪臭（供用時）	35
5-7. 陸域生態系（施設の存在）	36
5-8. 景観（施設の存在）	36
5-9. 文化財（施設の存在）	37
5-10. 廃棄物（工事時、供用時）	37
5-11. 地球環境（供用時）	39
5-12. 工事用車両及びごみ収集車等の交通量（工事時、供用時）	40
6. 事後調査報告書の提出時期	41

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称： 四條畷市交野市清掃施設組合

代表者の氏名： 管理者 交野市長 黒田 実

主たる事務所の所在地： 交野市大字私市 3029 番地 1

2. 事業の名称

東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業

3. 対象事業及び環境保全対策の実施予定

3-1. 事業概要

(1) 事業の目的

地球温暖化、資源の浪費、生態系の危機など、現在地球上には、環境保全をめぐる様々な課題が山積している。これらの課題を解決するためには、国際社会と協力し合いながら循環型社会の形成を図り、持続的に成長・発展できる社会を創っていくことが求められている。

交野市、四條畷市及び四條畷市交野市清掃施設組合においても、国の施策に合わせて循環型社会の構築に向け様々な施策を行ってきた。

平成 20 年 3 月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、計画期間を平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間とし、ごみ減量化目標を定め、市民、事業者、行政、地域組織が協力して 4 R / 3 R（*1）の実践を通じて先進的な環境負荷の少ない循環型都市を目指すこととした。

一方、四條畷市清滝地区に立地する現施設は、1 号炉は昭和 42 年から、2 号炉は昭和 48 年から稼働しており、建設から 46 年以上経った現在では施設の老朽化が著しく、新たな施設の整備が急務となっている。

これらに対応するため、交野市の磐船地区に施設整備事業を計画することとし、両市から排出される一般廃棄物のうち、交野市については普通ごみ並びに破碎した可燃粗大ごみ及び不燃粗大ごみから選別した可燃物を、四條畷市については可燃ごみ並びに破碎した粗大ごみ及び不燃ごみから選別した可燃物を衛生的、安全かつ安定・迅速に焼却処理し、ごみ焼却処理過程で得られた熱を回収し利用する施設（以下、「熱回収施設」という。）の整備を行うものである。

また、資源ごみ（ペットボトル及びプラスチック製容器包装を除く）、可燃粗大ごみ、粗大ごみ、不燃粗大ごみ、不燃ごみ（*2）のリサイクル及び適正処理を推進するため、リサイクル施設を併設する。

*1 交野市は 4 R（リフューズ（断る）、リデュース（減らす）、リユース（再使用する）、リサイクル（再生利用する））の実践。四條畷市は 3 R（リデュース（減らす）、リユース（再使用する）、リサイクル（再生利用する））の実践。

*2 交野市及び四條畷市のごみの区分

ごみの区分	交野市	四條畷市
家庭系ごみ	普通ごみ	可燃ごみ
	資源ごみ	資源ごみ
	可燃粗大ごみ	粗大ごみ
	不燃粗大ごみ	不燃ごみ
事業系ごみ	普通ごみ	可燃ごみ

施設整備に当たっては、周辺環境に与える負荷の低減を図り、施設の安全性・安定性を確保し、余熱エネルギーの再利用、リサイクルの推進、万全の公害防止対策を実施し、環境に配慮した施設整備を図る。

なお、新施設の稼働に伴い、四條畷市清滝地区にある現施設は廃止する。

(2) 事業計画の概要及び位置

事業計画の概要は表 3-1.1 に示すとおりであり、事業計画地の位置は図 3-1.1 及び図 3-1.2 に示すとおり、交野市の南東部に位置する。

表3-1.1 事業計画の概要

項目	内容
施設内容及び規模	熱回収施設 125 t / 日 (62.5 t / 24h × 2炉) リサイクル施設 23 t / 日 (5h)
事業計画地の位置	交野市大字私市3029番地外
敷地面積	約5.7ha
緑化計画	国定公園内にふさわしい緑化計画とする。

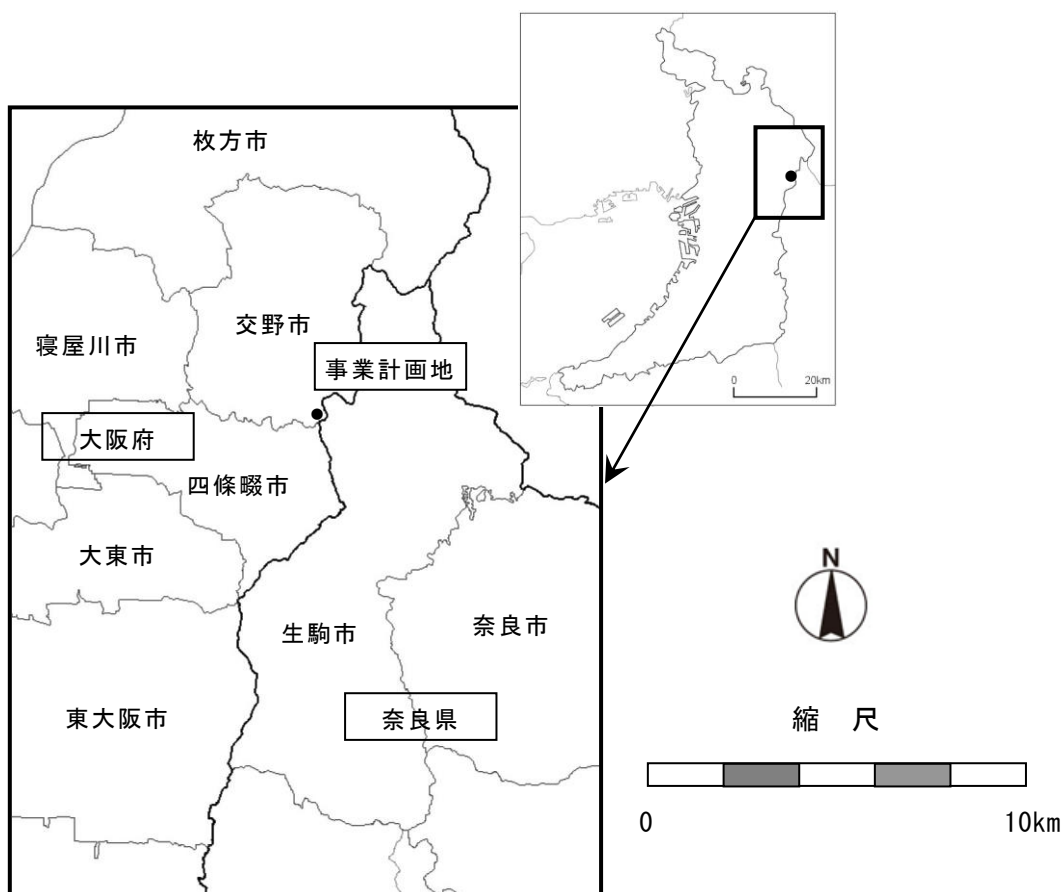


図3-1.1 事業計画地の位置



図 3-1.2 事業計画地の位置

(3) 事業計画の内容

① 施設計画の概要

施設計画の概要は表 3-1.2 に示すとおりである。

表3-1.2(1) 施設計画の概要

【熱回収施設】

項目	内容等	
処理対象物	一般廃棄物（普通ごみ・可燃ごみ等）、北河内4市リサイクルプラザからの可燃残渣	
処理能力	125 t/日（62.5t/24h×2炉）	
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉	
余熱利用	型式	廃熱ボイラ＋発電機
	定格出力	1,980kW（発電効率14%）
稼働条件	稼働時間	24時間運転
	稼働日数	343 日
煙突条件	煙突高さ	59 m
	吐出速度	29.8 m/s（最大負荷時）
	排ガス温度	180 ℃
排ガス条件 (1炉あたり)	湿りガス量	30,100 m ³ _N /h
	乾きガス量（酸素濃度12%換算値）	26,100 m ³ _N /h（20,000 m ³ _N /h）
	酸素濃度	14.1 %
	硫黄酸化物	20 ppm（酸素濃度12%換算値）
	窒素酸化物	30 ppm（酸素濃度12%換算値）
	ばいじん	0.01 g/m ³ _N （酸素濃度12%換算値）
	塩化水素	20 ppm（酸素濃度12%換算値）
	水銀	0.05mg/m ³ _N （酸素濃度12%換算値）
年間排出量 (2炉合計)	ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m ³ _N （酸素濃度12%換算値）
	硫黄酸化物	6,586 m ³ _N /年
	窒素酸化物	9,878 m ³ _N /年
	ばいじん	3,293 kg/年
	塩化水素	6,586 m ³ _N /年
	水銀	16,464 g/年
排ガス処理	ダイオキシン類	32.9 mg/年
	硫黄酸化物、塩化水素	高効率反応消石灰噴霧
	窒素酸化物	アンモニア噴霧、触媒脱硝
	ばいじん	ろ過式集じん器
排水処理	ダイオキシン類、水銀	活性炭噴霧
	プラント排水	排水処理設備で処理後、再利用し、完全循環クローズド（無放流）方式
	生活排水	合併浄化槽処理後再利用
建築計画	雨水排水	公共水路放流
	構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
	高さ	地上13m、地下15m
	建築面積	約4,700m ²

表3-1.2(2) 施設計画の概要

【リサイクル施設】

項目	内容等		
処理対象物	資源系	缶、びん	
	粗大系	可燃粗大ごみ、不燃粗大ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ	
処理能力	23 t/日 (5h)		
処理方式	資源系	缶、びん	選別・圧縮成型
	粗大系	可燃粗大ごみ及び粗大ごみ	破碎
		不燃粗大ごみ及び不燃ごみ	破碎・選別
建築計画	構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	
	高さ	地上12m、地下6m	
	建築面積	約3,400 m ²	

【ストックヤード】

項目	内容等		
保管品目	古紙、乾電池、蛍光管、災害廃棄物 [※] 等		
保管方式	古紙（紙製容器包装を含む）	保管後、再生業者に引き渡し	
	乾電池	回収容器に入れて保管後再生業者に引き渡し	
	蛍光管	蛍光管から水銀を除去後、水銀を回収容器に入れて保管し、抜き取ったガラス管も、その後再生業者に引き渡し	
	その他	保管後、再生業者に引き渡し	
建築計画	構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	
	高さ	地上12m	
	建築面積	約800 m ²	

※ 災害廃棄物は、交野市及び四條畷市の両市域で災害時に発生する粗大ごみである。

【その他】

項目	内容等		
管理棟	建築計画	構造	鉄骨造
		高さ	地上12.5m
		建築面積	約700 m ²
	付帯設備	啓発施設：見学者説明室、啓発コーナー	
計量棟	建築計画	構造	鉄骨造
		高さ	地上4m
		建築面積	約60 m ²
	付帯設備	トラックスケール2基、屋根	

② 工事計画

工事工程表は表 3-1.3 に示すとおりであり、敷地の粗造成が終了後、施設建設工事に着手する。工期は3年3ヶ月程度を見込んでいる。

表 3-1.3 工事工程表

工種	工期 (月)	第1年次												第2年次												第3年次												第4年次															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39													
粗造成工事	準備工(測量・伐採)	■																																																			
	工事中用進入路工																																																				
	排水施設工・沈砂池工												■	■																																							
	既存道路拡幅・擁壁工																																																				
	除根・切土・盛土・覆土工																																																				
熱回収施設建設工事	擁壁工・法面工																																																				
	準備工																																																				
	掘削(岩掘削含)・法面・盛土・杭打工																																																				
	地下躯体工																																																				
	地上躯体工																																																				
	建築設備工																																																				
	プラント排水処理施設工																																																				
リサイクル施設	プラント機器据付工																																																				
	機器調整																																																				
	掘削・盛土・法面・杭打工																																																				
	地下躯体工																																																				
	地上躯体工																																																				
	リサイクル施設建築設備工																																																				
	プラント機器据付工																																																				
	機器調整																																																				
	管理棟等工事	生活排水処理施設工																																																			
		ストックヤード、計量棟建築工																																																			
		管理棟建築工																																																			
	敷地施設工事	入口南西部整備工																																																			
		雨水排水・貯留施設工																																																			
場内道路工、駐車場整備工																																																					
覆土工・植栽工																																																					

3-2. 環境保全対策の実施予定

(1) 工事の実施に係る環境保全対策の実施予定

工事の実施に係る環境保全対策の内容は、表 3-2.1 に示すとおりである。

表3-2.1(1) 工事の実施に係る環境保全対策の内容

環境項目		環境保全対策の内容
工事 の 実 施	大気質	<p><施設の建設工事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事については、工事が集中しないよう工事工程等の調整等を図る。 ・工事に当たっては、第1次基準値又はこれよりも優れた排出ガス対策型建設機械を使用することとし、さらに最新基準値排出ガス対策型建設機械の使用に努める。 ・建設機械の良質燃料の使用を工事業者に指導する。 ・空ふかしやアイドリングをしない。 ・工事中には粉じん飛散防止のため、必要に応じて散水を行う。なお、散水に当たっては、雨水等の貯留池（調整池、沈砂池）の貯留水を用いる計画である。 ・工事に当たっては、工事業者にオフロード規制適合車の使用を奨励する。 ・工事に当たっては、オフロード法に基づく「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針」を踏まえ、工事業者に対して、排出ガスの排出の抑制を図るよう求める。 ・バックホウ・クレーン等の特定特殊自動車の排出ガス基準適合車の採用に努める。 ・建設機械等の点検・整備を十分に行う。
		<p><工事用車両の走行></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の退場時にタイヤ洗浄を行い、事業計画地周辺道路における粉じんの飛散防止に努める。 ・工事工程の調整により、工事用車両台数の平準化に努める。 ・工事用車両は、公道走行時は法定速度や最大積載量を遵守するとともに、工事用通路では徐行する。 ・工事関係者の通勤について、可能な限り自動車の相乗りを推進し、通勤用の自動車走行台数の抑制に努める。 ・工事用車両の走行ルートは、可能な限り幹線道路を使用し、生活道路の通行を最小限とする。 ・工事用車両は「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の趣旨に則り、駐車中のアイドリングや空ふかしをしない。 ・工事用通路については舗装を行う。 ・工事用車両について、搬出入量に応じた適正な車種・規格の選定や効率的な運行により、車両数を削減するよう努める。 ・工事用車両の適正走行を徹底し、大気質の影響を可能な限り軽減するよう努める。 ・工事用車両の走行ルートの選定や走行時間帯の設定に当たっては、周辺道路の利用状況、住居の立地状況等に十分配慮して行う。 ・荷台の積載物からの粉じんの飛散対策として、ダンプトラックが公道を走行する際には、必要に応じてシート掛けを行う。 ・工事用車両の走行について、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車規制を遵守するとともに、エコドライブを励行する。 ・工事用車両について、最新の排出ガス規制基準適合車を使用するよう努める。

表3-2.1(2) 工事の実施に係る環境保全対策の内容

環境項目	環境保全対策の内容
<p>工事の実施</p> <p>水質 地下水</p>	<p><施設の建設工事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事部下流側に仮設水路を設置し、工事排水の事業計画地外への流出を防ぐとともに、工事排水を自然流下により第1沈砂池に集水する。自然流下により流入できない工事排水は、強制的にポンプアップし、第1沈砂池に入れる。 ・ 工事排水は、第1沈砂池で沈砂したのち、第2沈砂池及び調整池でさらに沈砂してから河川に放流する。 ・ 調整池からの排水口において、排水管に設置した計測器により放流水の濁度を常時監視（2回/日）モニタリングを行う。SS濃度60mg/Lの管理目標に相当する濁度の値を指標にする。濁度指標により放流水質が管理目標を満足できないと判断される場合は、直接放流を停止して、濁水処理装置を経由させて指標以下まで濁度を低減させた後に放流する。 ・ 大雨が予想される場合には、工事の中断や中止を行うことで工事に伴う土砂の流出防止に努める。 ・ 造成工事の覆土未完了区域は、土砂の流出の防止及び降雨が浸み込まないようにシート等で養生する。 ・ 沈砂池等に堆積した土砂は、適宜浚渫を行い、沈砂機能及び貯水機能を確保する。 ・ 掘削時に多量の水の発生が予測される場合は、ウエルポイント工法等を併用して発生した水を第1沈砂池に送水し、掘削場所周辺の水位を下げる等の対策を講じて濁水の発生量を抑制する。この対策より、土粒子とともに流出する有害物質の発生量を抑制する。 ・ 掘削工事によって高濃度濁水の発生が想定されるが、掘削時の溜り水は釜場を設けてポンプアップし、ノッチタンク内でPACによる凝集沈殿処理等の沈砂を行い第1沈砂池に送水する。高濃度濁水が発生した段階で濁りを低減させ、土粒子中に存在する有害物質についても工事排水から分離させることにより、排水中の有害物質濃度を低減させる。 ・ 工事排水中の6物質（ベンゼン、砒素、鉛、ふっ素、ほう素及びダイオキシン類）については、水質環境基準を管理目標として設定し、放流水がその値を超過しないように工事排水を管理する。 ・ 工事排水の管理は、敷地内排水最終樹において6物質の水質測定を年6回（工事中における最大負荷時の期間が長い場合は適当な頻度とする）行い、管理目標を満足しているかを確認する。 ・ 管理目標を満足できない場合は直接放流を停止し、次の水質測定により管理目標を満足するまでの間は、濁水処理装置及び活性炭による水質処理装置等を経由させ、有害物質濃度の低減処理を行った後に放流する。 ・ 工事排水中の6物質濃度と濁度の関係について事前に擬似試験を行い、有害物質濃度と濁度の間に一定の関係が認められた物質については、管理目標を満足できるように濁度指標を設定し、放流水のモニタリングを行う。濁度指標を満足できない場合は直接放流を停止し、濁水処理装置を経由させて濁水処理した後に放流する。 ・ 表流水は仮設水路を経由して第1沈砂池に流入させ、地下の浸透水は、擁壁設置工事に伴う掘削時は釜場を設け第1沈砂池へ強制排水すると共に、擁壁基礎底面付近に敷設する地下排水暗渠を通じて第1沈砂池へ流入する。 ・ 工事車両のタイヤ洗浄を行う。タイヤ洗浄排水は、第1沈砂池に集水し処理する。 ・ 施設建設の掘削などにより地下水（濁水）が発生した場合は、事前の土壌調査（平成22年10月）で汚染が認められた区画だけでなく、それ以外の区画においても、ノッチタンクに濁水を汲み上げ、不溶化剤の投入を行うなど、有害物質の濃度の低減を図る。 ・ 掘削・切土・盛土範囲の工程管理を細かく行い、工事終了箇所ごとに必要に応じて、砂利等で覆土を速やかに行う。

表 3-2.1(3) 工事の実施に係る環境保全対策の内容

環境項目	環境保全対策の内容
工事の実施 (続) 水質 地下水	<ul style="list-style-type: none"> ・沈砂池等に堆積した土砂は、適宜浚渫を行い、沈砂機能及び貯水機能を確保する。浚渫土については、国土交通省の「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」及び「大阪府建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」に準じて再利用するが、利用できないものは適切に委託処分する。 ・工事用通路については舗装を行う。 ・水質調査でダイオキシン類が水質環境基準を超えた共同排水口では、交野市及び四條畷市が上流側の排水溝に簡易排水処理装置を設置（平成25年2月供用開始）し、水質環境基準以下まで処理しており、工事開始後においても同排水溝を流れる排水について、隣地への流出防止対策を講じるまでは簡易排水処理装置により継続して処理を行うものとする。
騒音 振動	<施設の建設工事> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事については、工事が集中しないよう工事工程の調整等を図る。 ・建設機械は原則として夜間は稼働しない。 ・近傍住居への騒音対策として、仮囲い（防音シート）を設置する。 ・工事に当たっては、低騒音・低振動型建設機械の使用に努める。 ・建設機械について、空ふかしやアイドリングをしない。
	<工事用車両の走行> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の走行ルートは、可能な限り幹線道路を使用し、生活道路の通行を最小限とする。 ・工事用車両は、公道走行時は法定速度や最大積載量を遵守するとともに、工事用通路では徐行する。 ・工事用車両の適正走行を徹底し、騒音の影響を可能な限り軽減するよう努める。 ・工事用通路については舗装を行う。 ・工事用車両について、搬出入量に応じた適正な車種・規格の選定や効率的な運行により、車両数を削減するよう努める。 ・工事関係者の通勤について、可能な限り自動車の相乗りを推進し、通勤用の自動車の走行台数の抑制に努める。 ・工事用車両の走行ルートの選定や走行時間帯の設定に当たっては、周辺道路の利用状況、住居の立地状況等に十分配慮して行う。 ・工事用車両は、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の趣旨に則り、駐車中のアイドリングや空ふかしをしない。
騒音 振動 低周波音	<発破の実施> <ul style="list-style-type: none"> ・基盤岩（花崗岩）の爆破には、発破の方法として盤下げ発破を、雷管はDS雷管を用いる。 ・岩質によっては発破を使用するが、可能な限り機械掘りとする。 ・周辺住民に発破実施時刻を周知徹底する。 ・発破薬量を必要最小限に抑える。 ・可能な限り孔数を多くし、1孔当たりの薬量は少なくする。 ・発破の工事期間は限定して実施する。 ・発破工事時の騒音・振動・低周波音を監視する。

表3-2.1(4) 工事の実施に係る環境保全対策の内容

環境項目		環境保全対策の内容
工事 の 実 施	土壌汚染	<p><施設の建設工事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に当たっては、「土壌汚染対策法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、形質の変更を行う。 ・掘削土壌、切土等の発生土は、事業計画地内の盛土として再利用し、極力場外に持ち出さない。 ・掘削時は、粉じん飛散を防止するため、適宜散水を行う。 ・必要に応じて、仮囲いを設置する。 ・トラック等が場外へ移動する場合は、工事用車両のタイヤ洗浄を行う。 ・トラックの荷台は、土砂の飛散や落下を防ぐためシートで覆う。 ・工事用通路については舗装を行う。
	陸域生態系	<p><施設の建設工事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・低公害型機械の採用に努めることにより、大気汚染物質及び騒音・振動による影響を軽減する。 ・工事中に発生した濁水は沈砂池、調整池及び必要に応じて濁水処理装置による処理を行うことにより、周辺への濁水流出防止を図る。 ・事業計画地で確認されたカワヂシャ及びミコシガヤについては、工事開始前に個体もしくは種子を採取してプランター等で栽培し、工事完了後に、事業計画地内に整備する湿地に移植する。 ・事業計画地外の草地や樹林には可能な限り立ち入らないよう、工事関係者に周知徹底する。
	人と自然との 触れ合いの 活動の場	<p><工事用車両の走行></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両について、搬出入量に応じた適正な車種・規格の選定や効率的な運行により、車両数を削減するよう努める。 ・工事関係者の通勤について、可能な限り自動車の相乗りを推進し、通勤用の自動車走行台数の抑制に努める。 ・工事用車両の運転者は、人と自然との触れ合いの活動の場の利用者が走行ルートを横断する地点では、特に利用者に注意するよう周知徹底する。

表3-2.1(5) 工事の実施に係る環境保全対策の内容

環境項目		環境保全対策の内容
工事の実施	廃棄物・発生土	<ul style="list-style-type: none"> ・発生土は、廃棄物を除去した後、事業計画地内の盛土として可能な限り全量再利用することとし、発生抑制を図る。 ・発生土に含まれる産業廃棄物は産業廃棄物処理業者に委託し、適切に処理する。 ・杭工事に伴い発生する建設汚泥は、国土交通省の「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」及び「大阪府建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」に基づき再利用するが、利用できないものは適切に委託処分する。 ・伐採した樹木は、極力木材チップ化することにより、再利用する。 ・沈砂池等で発生した浚渫土等については、国土交通省の「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」及び「大阪府建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」に準じて再利用するが、利用できないものは適切に委託処分する。 ・建設工事で発生する廃棄物については、極力発生抑制ができる工法及び資材の選定を行う。 ・現地工事量を少なくする工法の採用や梱包材の簡素化等により、産業廃棄物の発生量を低減する。 ・型枠は転用に努めるとともに可能な限り再生利用が可能な型枠を使用する。 ・生コンクリートは残量がないように適切な発注計画を行う。 ・施工段階においては資材の再利用に努めるとともに、最終的に発生する廃棄物については適正に処理・処分を行うよう、工事業者に対する指導を徹底する。 ・「大阪府建設リサイクル法実施指針」に示された特定建設資材廃棄物の再資源化の目標の達成に努めるものとする。 ・工事事務所から発生する廃棄物についても減量化に努めるよう、工事業者に対する指導を徹底する。
	地球環境	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂排出低減建設機械の指定を受けた機種については、CO₂排出低減建設機械を可能な限り使用する。 ・低炭素型建設機械の認定を受けた機種については、低炭素型建設機械を可能な限り使用する。 ・建設機械の不使用时におけるアイドリングストップの徹底等、運転者への教育・指導を行うと共に、日常保守点検の励行、整備を確実にを行うことにより性能維持に努めるよう指導する。 ・工事事務所において、不要な照明の消灯、室内の適切な冷暖房温度の設定に努めるよう指導する。 ・工事用車両の一般道走行に当たっては、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進を行うように指導を徹底する。 ・工事関係者の通勤について、可能な限り自動車の相乗りを推進し、通勤用の自動車 走行台数の抑制に努める。 ・工事用車両について、搬出入量に応じた適正な車種・規格の選定や効率的な運行により、車両数を削減するよう努める。

(2) 施設の存在及び供用に係る環境保全対策の実施予定

施設の存在及び供用に係る環境保全対策の内容は、表3-2.2に示すとおりである。

表 3-2.2(1) 施設の存在・施設の供用に係る環境保全対策の内容

環境項目	環境保全対策の内容
施設の存在及び施設の供用	<p>大気質</p> <p><施設の稼働></p> <ul style="list-style-type: none"> ・排ガス処理装置を導入するとともに、適切な運転維持管理を行い、大気汚染物質の排出を抑制する。 (ばいじん) <ul style="list-style-type: none"> 集じん器としてバグフィルタを採用し、高効率でばいじんを捕集・除去する。 (硫黄酸化物及び塩化水素) <ul style="list-style-type: none"> バグフィルタ入口付近の排ガスに高効率反応消石灰を噴霧して中和反応処理を行い、反応後の高効率反応消石灰をばいじんとともに、バグフィルタで捕集・除去する。 (窒素酸化物) <ul style="list-style-type: none"> 排ガス中にアンモニア水を吹き込み、脱硝設備(触媒反応塔)で脱硝反応させ、窒素酸化物を分解する。 (ダイオキシン類) <ul style="list-style-type: none"> 燃焼管理により発生を抑制し、排ガスの急冷により再合成を防止する。 また、活性炭の吹き込みを行い、ダイオキシン類を吸着除去する。活性炭はバグフィルタで捕集・除去する。 ・燃焼管理の徹底により、窒素酸化物及びダイオキシン類の発生抑制に努める。
	<p><ごみ収集車等の走行></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集車の走行について、本施設周辺道路の交通量を勘案し、極力ピーク時を避けるように調整する。 ・ごみ収集車の走行ルート、走行時間帯、適正走行、アイドリングストップ等の運行管理を徹底し、大気質への影響の軽減に努める。 ・ごみ収集車の収集方法及び積載の効率化により、走行台数の削減を図る。 ・ごみ収集車等について、低公害車等の環境負荷の少ない自動車の導入を図る。なお、両市の具体的な対策を以下に示す。 (交野市) <ul style="list-style-type: none"> 低公害車の導入については、燃料充填設備等の普及や車種の拡大等に合わせて検討を進める。 (四條畷市) <ul style="list-style-type: none"> 家庭系ごみについては、平成26年度以降に実施予定の委託業者選定において、選定制度検討組織で議論することになる。この組織において「低公害車の導入」について検討を行い、環境負荷の低いごみ収集車を保有する業者を選定することとする。事業系ごみ収集業者についても、平成25年に予定している許可制への転換以降に低公害車の導入を図るよう要請する。 ・焼却灰等の搬出車両について、搬出量に応じた適正な車種・規格の選定や効率的な運行により、車両数を削減するよう努めるとともに、適正な走行管理に努める。 ・焼却灰等の搬出車両の走行時には、運搬物の状況に応じた加湿を行いシート等で覆い運搬する。 ・公用車については電気自動車の導入に努め、相乗り等の推進など、運行台数の抑制を図る。 ・ごみ収集車等の点検・整備を適宜実施する。 ・ごみ収集車等の走行について、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車規制を遵守するとともに、エコドライブを励行する。

表 3-2.2(2) 施設の存在・施設の供用に係る環境保全対策の内容

環境項目	環境保全対策の内容
施設の存在及び施設の供用	<p><施設の稼働></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント排水は排水処理後、場内で再利用する。 ・生活排水は合併浄化槽で処理後、場内で再利用する。 ・リサイクル施設、ストックヤード等の屋根の上に降った雨水は一部を貯留し、敷地内の緑地への散水に再利用する。 ・舗装面に降った雨水は雨水側溝から排水路を通じて修景池に集水したのち、天野川に放流する。
	<p><施設の存在></p> <ul style="list-style-type: none"> ・放流水質の維持管理としては、供用後、一定の期間、水質モニタリングを実施する。また、調査結果に基づき、排水基準を満足できない恐れがあるときは、濁水処理装置及び活性炭による水質処理装置の稼働など適切な水質保全対策を講じることにより、常に、放流水質の維持管理に努める。 ・第2沈砂池及び調整池については修景池とする計画である。修景池の面積の半分程度を湿地として、ヨシやカワヂシャ等の湿地系の植物を植栽するとともに、修景池でSS分の沈降を図る等により、池及び湿地としての水質浄化機能を保つものとする。 ・修景池の排水口や進入路の集水桝などの必要箇所にスクリーンを設置して水質の維持管理に努める。 ・側溝及び集水桝の設置に加え、油水分離槽の設置を検討する。 ・有害物質（ベンゼン、砒素、鉛、ふっ素、ほう素、及びダイオキシン類）については、排水の事後調査結果を踏まえ、環境影響のさらなる低減に努める。
地下水	<p><施設の存在></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画地周辺の井戸水生活者に対して上水道を敷設する。 ・事業計画地北西部の隣接地との境界に設置する擁壁については、擁壁下部に地盤改良を施工し、隣接地への地下水の流出抑制を図る。
騒音振動	<p><施設の稼働></p> <p>(騒音)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に熱回収施設及びリサイクル施設の機器は建物内に納める。 ・大きな騒音を発生する機器（発電設備等やリサイクル施設の破砕機）については、防音措置を施した専用室内や防音カバーに収納する。 ・屋外に設置する蒸気復水器用冷却ファン及び機器冷却水冷却塔等の開口部を必要とする機器は、低騒音型を採用し、必要に応じて周囲を遮音壁や吸音ユニットで覆う。 ・車両が出入時等必要時以外は、リサイクル施設のシャッターを閉める。 <p>(振動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒸気タービン等の振動を発生する機器については、単独の基礎や防振装置を設置するなど適切な措置を施す。 <p><ゴミ収集車等の走行></p> <ul style="list-style-type: none"> ・供用時のゴミ収集車等のアクセスについては、極力幹線道路を使用し、生活道路の通行を最小限とするよう努める。 ・ゴミ収集車の走行について、本施設周辺道路の交通量を勘案し、極力ピーク時を避けるよう調整する。 ・ゴミ収集車の走行ルート、走行時間帯、適正走行等の運行管理を徹底し、騒音等の影響を可能な限り軽減する。 ・ゴミ収集車の収集方法及び積載の効率化により、走行台数の削減を図る。 ・焼却灰等の搬出車両について、搬出量に応じた適正な車種・規格の選定や効率的な運行により、車両数を削減するよう努めるとともに、適正な走行管理に努める。 ・通勤車の走行について、車両制限速度の遵守、安全運転、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進に努める。

表 3-2.2(3) 施設の存在・施設の供用に係る環境保全対策の内容

環境項目	環境保全対策の内容
施設の存在及び施設の供用	<p>低周波音</p> <p><施設の稼働></p> <ul style="list-style-type: none"> ・低周波音が発生する可能性のある誘引送風機等の機器については、堅固な基礎の上に設置する等の対策を行う。
	<p>悪臭</p> <p><施設の稼働></p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱回収施設及びリサイクル施設は可能な限り密閉化するとともに、ごみ収集車の出入りするプラットホームの出入口にエアカーテンを設置し、搬入時以外は扉で外部と遮断する。さらに熱回収施設については、ごみピット扉でプラットホームと遮断する。 ・ごみピット内は常に負圧に保ち、外部への臭気の漏出を防ぐよう努める。 ・ごみピット内の空気を燃焼用空気として燃焼炉内に吹き込み、850℃以上の高温で臭気を熱分解する。 ・定期点検等の全炉停止時には、ごみピット内臭気を活性炭方式等の脱臭装置により脱臭を行い、外部漏出を防ぐよう努める。 ・リサイクル施設の悪臭対策としては、施設内の換気空気を活性炭方式の脱臭装置により脱臭し、外部への悪臭の漏出を防止する。 <p><ごみ収集車等の走行></p> <p>ごみ収集車の走行中は、臭気の漏洩を防止するためのゲートを閉めて走行するように指導する。また、ごみ収集車に係る汚水対策は、車両の洗浄を定期的実施するほか、全てのごみ収集車に汚水タンクを設置しているが、今後も引き続き、新車購入時においては設置することとし、汚水が外部に漏れ出さないように努める。</p>
	<p>土壌汚染</p> <p><施設の存在></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の土については、10 cm以上のコンクリート、3 cm以上のアスファルトもしくは50cm以上の非汚染土で覆土し、露出させない。 ・事業計画地周辺の井戸水生活者に対して上水道を敷設する。
	<p>電波障害</p> <p><施設の存在></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自然公園法」に定められている、建物の高さを13m以下に抑えることで周辺への影響を低減する。 ・電波障害が確認された場合は共同受信施設又は個別アンテナ施設の設置等による対応を行う。
	<p>陸域生態系</p> <p><施設の存在></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化に当たっては緑地面積を十分確保するとともに周辺の植生と調和を図る。 ・既存の調整池は修景池とし、その面積の半分程度を湿地とすることで、水辺生態系の保全に配慮する。 ・事業計画地で確認されたカワヂシャ及びミコシガヤについては、工事開始前に個体もしくは種子を採取してプランター等で栽培し、工事完了後に、事業計画地内に整備する湿地に移植する。 ・植栽樹種は、植物調査で確認された郷土種を中心として高木及び中低木を選定することにより、多様な生物の生息生育空間の創出に努める。

表 3-2.2(4) 施設の存在・施設の供用に係る環境保全対策の内容

環境項目	環境保全対策の内容
施設の存在及び施設の供用	<p>人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p><ごみ収集車等の走行></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集車の走行ルート、走行時間帯、適正走行等の運行管理を徹底し、騒音等の影響を可能な限り軽減する。 ・ごみ収集車の収集方法及び積載の効率化により、走行台数の削減を図る。 ・焼却灰等の搬出車両について、搬出量に応じた適正な車種・規格の選定や効率的な運行により、車両数を削減するよう努めるとともに、適正な走行管理に努める。 ・ごみ収集車等の運転者は、人と自然との触れ合いの活動の場の利用者が走行ルートを横断する地点では、特に利用者に注意するよう周知徹底する。
景観	<p><施設の存在></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画地は金剛生駒紀泉国定公園及び近郊緑地保全区域内にあるため、施設の建物の高さを制限することで建物のボリューム感を低減し、屋根も柔らかなイメージとする。色彩的には、周囲の山林と調和するように配慮する。 ・事業計画地は、土砂採取跡地で裸地もしくは草地であることから、敷地内の緑化により、国定公園にふさわしい緑の整備を行う。 ・緑の整備に当たっては、造成計画の段階から、緑の配置等を工夫することにより、建物と自然の調和をめざす。 ・施設煙突からの白煙が周辺の景観に影響を及ぼすと考えられるときは、白煙防止装置を稼働させることにより景観への影響を低減する。 ・植栽樹種は可能な限り周辺の樹林を構成する種を選定することにより、周辺の自然公園の景観との調和を図り、生駒山系花屏風構想到に配慮する。
文化財	<p><施設の存在></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画地の道路に面する部分は石積みや景観に配慮した擁壁と低木、景観木を組み合わせた植栽とすることにより、磐船峡の文化的景観への影響を低減する。 ・入場門の色彩やデザインは、周囲の樹林との調和に配慮したものとする。 ・工事着手前に文化財保護法に基づく手続きについて関係機関と協議し、必要な留意事項を確認する。 ・工事の実施中に遺物が発見された場合には、交野市教育委員会へ報告し、適切な措置を図る。
廃棄物	<p><施設の稼働></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量や分別排出に対する啓発を行うことにより、ごみの減量化を図り、熱回収施設から発生する焼却灰・飛灰やリサイクル施設から発生する不燃残渣の低減に努め、最終処分場への搬入量を低減する。 ・発生する飛灰は屋内でキレート処理した後、大阪湾広域臨海環境整備センターにて最終処分する。 ・施設内においても、ごみの減量や分別排出に努める。
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化及び分別を一層徹底し、焼却量の削減に努める。 ・ごみ焼却に伴う熱を回収して発電を行うことにより、二酸化炭素排出の抑制を行う。 ・施設の機器導入に当たっては、照明にLEDを採用する等、可能な限り省エネルギー型機器の採用に努め、ごみ由来の廃熱は発電、排ガスの再加熱、冷暖房、給湯等に利用する等その時点で最善の技術を導入する様努める。 ・人感センサーの採用等による消費電力の削減、太陽光発電装置の採用による自然エネルギーの採用、自動車・単車の急速充電設備の整備による電気自動車普及の推進等、省エネに配慮した効率的な施設運営を行うことにより、二酸化炭素排出の抑制を図る。 ・低炭素型車両の使用や、アイドリングストップ及びエコドライブの推進などにより、温室効果ガスの排出の低減に努める。

4. 事後調査の方法

事後調査の項目、調査地点、調査時期及び調査の方法は、「東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書」(平成 25 年 8 月、交野市・四條畷市)「第 9 章 事後調査の方針」に基づき設定した。工事時については表 4-1.1 に、供用時については表 4-1.2 に示すとおりである。なお、評価書に記載の環境保全対策の実施状況及び知事意見に対する事業者等の見解についての実施状況も併せて把握し報告するものとする。

また、工事中の排水の S S 及び有害物質 (6 物質) の管理の手法については、以下の考え方で進める。

<工事中の排水の S S 及び有害物質 (6 物質) の管理について>

工事区域は土壤汚染対策法における形質変更時要届出区域に指定されており、工事排水の S S 及び有害物質が天野川に影響しない様、以下の水質監視を行うものとする。

まず、事前に濁度と (S S 及び有害物質) の関係を求める試験を行い、その試験結果を元に、工事中の濁度による水質管理目標 (濁度の管理指標値) を設定する。

具体的な試験方法としては、粗造成工の着工前に粗造成の切土に該当する箇所の土壤を用いて、水と混ぜることにより疑似排水を作り、濁度と S S、並びに、濁度と有害物質の濃度を測定し、S S の水質管理目標 (60mg/L) 及び有害物質の水質管理目標 (水質環境基準) を満足できるよう、濁度の管理指標値を設定する。また、工事着手以降は、事後調査結果を踏まえて、適宜、濁度の管理指標値を見直すこととし、濁度の管理指標値は事後調査報告書に記載するものとする。

なお、試験の結果、濁度との関係が認められた有害物質については、1 日 2 回の濁度監視及び年 6 回の調査を実施する。調査頻度を濁度との関係が認められない有害物質については、調査頻度を粗造成及び施設の掘削工事時 (1~24 ヶ月目予定) には月 1 回、それ以外は年 6 回の調査を実施する。

表 4-1.1 事後調査の項目、調査地点、調査時期及び調査の方法（工事時）

環境項目		調査地点	調査時期	調査の方法
大項目	小項目			
水質	pH、濁度	調整池出口1地点 (図4-1.1(1)記号 △参照)	時期：工事期間* 頻度：常時監視（2回/日）	「公共用水域及び地下水の水質測定計画」（大阪府）に示された方法等
	SS、健康項目（ベンゼン・砒素・鉛・ふっ素・ほう素）、ダイオキシン類、濁度、電気伝導率	排水口1地点 (敷地内排水最終柵) 河川1地点 (天野川下流) (図4-1.1(1)記号 ◎●参照)	時期：工事期間* 頻度： ・濁度との関係が認められた有害物質 6回/年 ・その他の項目 粗造成工事時並びに熱回収施設及びリサイクル施設の掘削工事時（1～24ヶ月目予定） 1回/月 その他の時期 6回/年	
地下水	健康項目（ベンゼン・砒素・鉛・ふっ素・ほう素）、ダイオキシン類	観測井2地点 周辺井戸1地点 (図4-1.1(1)記号 ▲▼参照)	時期：工事期間* 頻度：4回/年	「公共用水域及び地下水の水質測定計画」（大阪府）に示された方法等
騒音 振動 低周波音	建設作業騒音 建設作業振動	敷地境界（民家側） 2地点 (図4-1.1(2)記号 □参照)	時期：工事の最盛期 頻度：平日1回 (時間帯：8～17時)	騒音：JIS Z8731 振動：JIS Z8735
	発破工事時の騒音レベル・振動レベル・低周波音の音圧レベル	周辺住居（4地点） (図4-1.1(2)記号 ◎参照)	時期：発破工事期間の実施開始時 頻度：平日1日2回 (時間帯：8～17時)	
廃棄物	種類、発生量 再生利用量、処分量	工事現場	時期：工事期間 頻度：1年間（年1回）	廃棄物の処理実績を集計
大気質 騒音・振動 人と自然との 触れ合いの活 動の場	工事用車両交通量	工事区域 (図4-1.1(2)記号 ●参照)	時期：工事期間 頻度：2日/年（最大工事時）	事業計画地の入口でカウントする

*調査の開始は、土地改変に係る工事の着手時とする。

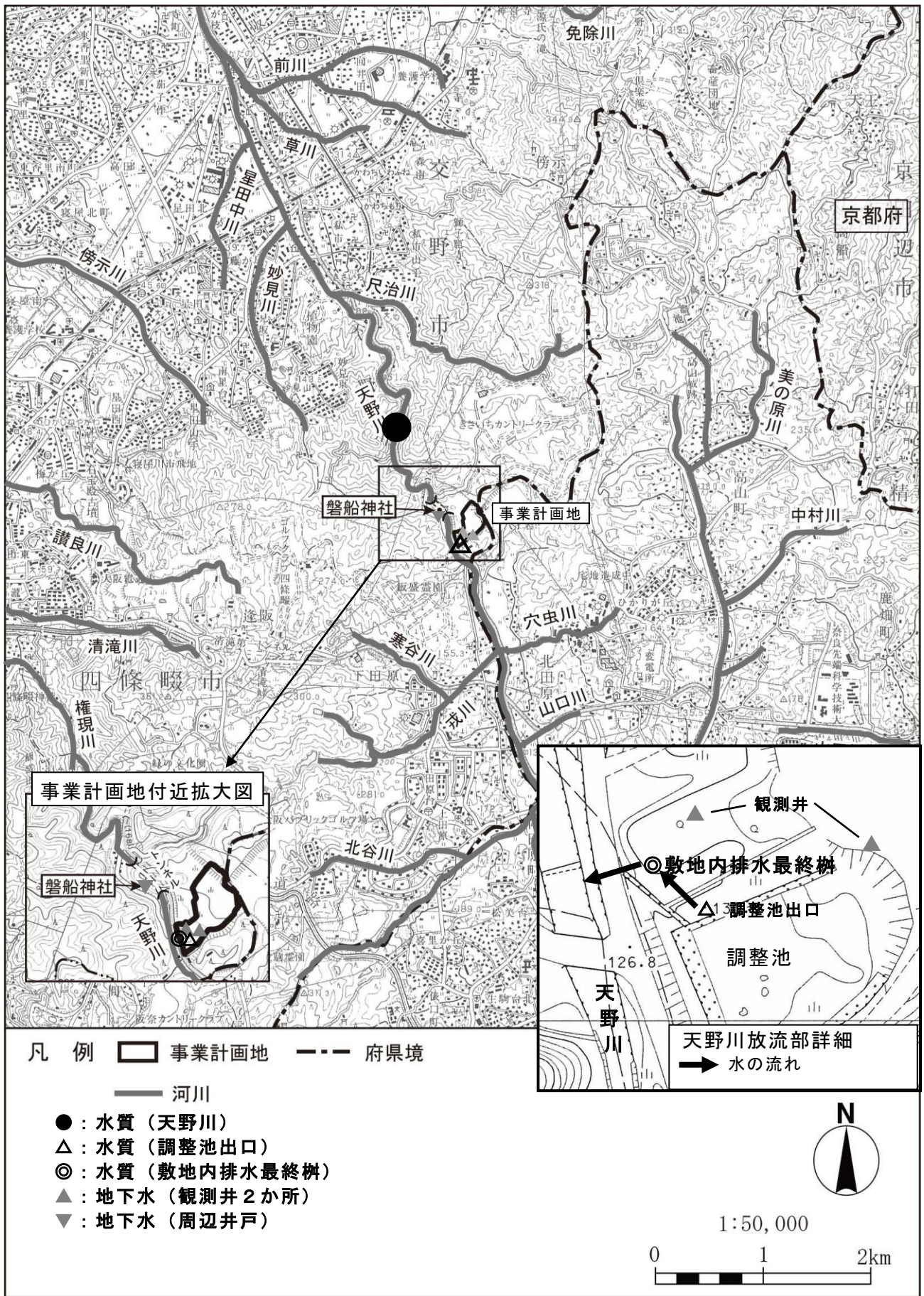


図 4-1.1(1) 工事時の事後調査地点 (水質、地下水)

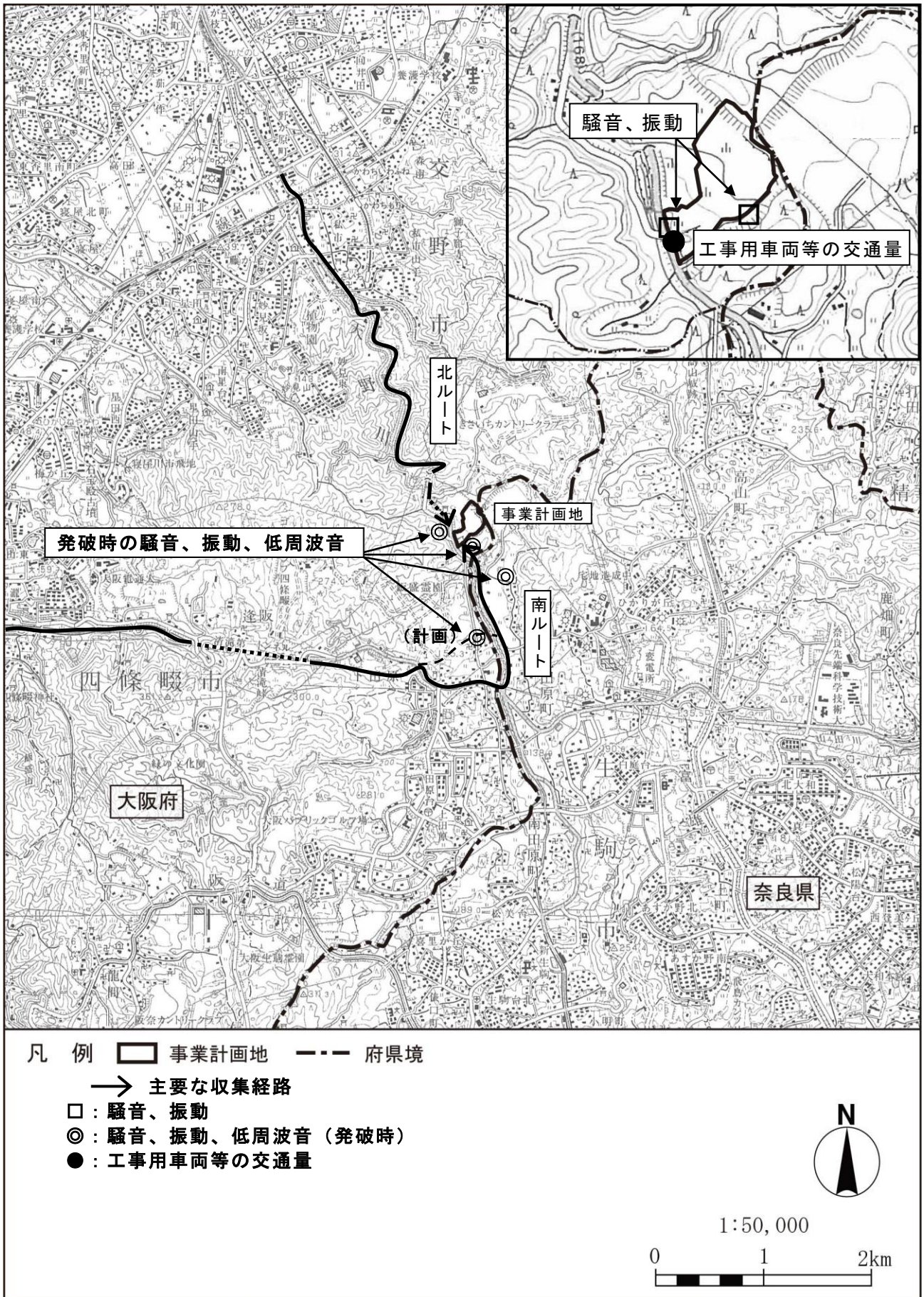


図 4-1.1(2) 工事時の事後調査地点（騒音、振動、低周波音、工事用車両等の交通量）

表 4-1.2(1) 事後調査の項目、調査地点、調査時期及び調査の方法（供用時）

環境項目		調査地点	調査時期	調査の方法
大項目	小項目			
大気質	熱回収施設煙突排ガスの排ガス量、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類、水銀	熱回収施設の煙道 (図4-1.2(1)記号 □参照)	時期：供用開始後5年間 頻度：ばい煙の測定 6回/年 (硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素) ダイオキシン類 2回/年 水銀 2回/年	サンプリング分析
	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質	1地点（ひかりが丘配水場） (図4-1.2(1)記号 ◎参照)	時期：供用開始後1年目*1 頻度：1週間/季 (1時間値)	自動測定器
	塩化水素、水銀、ダイオキシン類	事業計画地周辺の一般環境5地点 (図4-1.2(1)記号 ■◎参照)	時期：供用開始後1年目*1 頻度：1週間/季	環境大気サンプリング
	風向風速	1地点（事業計画地） (図4-1.2(1)記号 □参照)	時期：供用開始後1年目*1 頻度：1週間/季	風車型微風向風速計による方法
水質	SS、健康項目（ベンゼン・砒素・鉛・ふっ素・ほう素）、ダイオキシン類、濁度、電気伝導率	排水口1地点 (敷地内排水最終柵) 河川1地点 (天野川下流) (図4-1.2(2)記号 ◎●参照)	時期：供用開始後5年間 頻度：供用開始後1年目 6回/年 2年目以降 2回/年*2	排水口：排水基準に係る検定方法等 河川：「公共用水域及び地下水の水質測定計画」（大阪府）に示された方法等
地下水	健康項目（ベンゼン・砒素・鉛・ふっ素・ほう素）、ダイオキシン類	観測井2地点 周辺井戸1地点 (図4-1.2(2)記号 ▲▼参照)	時期：供用開始後5年間 頻度：供用開始後1年目 4回/年 2年目以降 2回/年*2	「公共用水域及び地下水の水質測定計画」（大阪府）に示された方法等
騒音 振動 低周波音	騒音レベル 振動レベル 低周波音の音圧レベル	敷地境界4地点 周辺住居2地点 (図4-1.2(3)記号 □◎参照)	時期：供用開始後1年間 頻度：平日1回(24時間連続)	騒音：JIS Z8731 振動：JIS Z8735 低周波音：「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に準拠
悪臭	臭気指数、特定悪臭22物質	熱回収施設の煙道及び敷地境界4地点 (図4-1.2(3)記号 ◆□参照)	時期：供用開始後1年目及び5年目*3 頻度：1回/年(夏季)	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年環境庁告示第9号）
陸域生態系	植物の生息状況 (事業計画地内で確認されたカワデシヤ及びミコシガヤ)	事業計画地内もしくは移植地	時期：移植後～供用開始後2年 頻度：春季（開花時期）	目視観察及び写真撮影

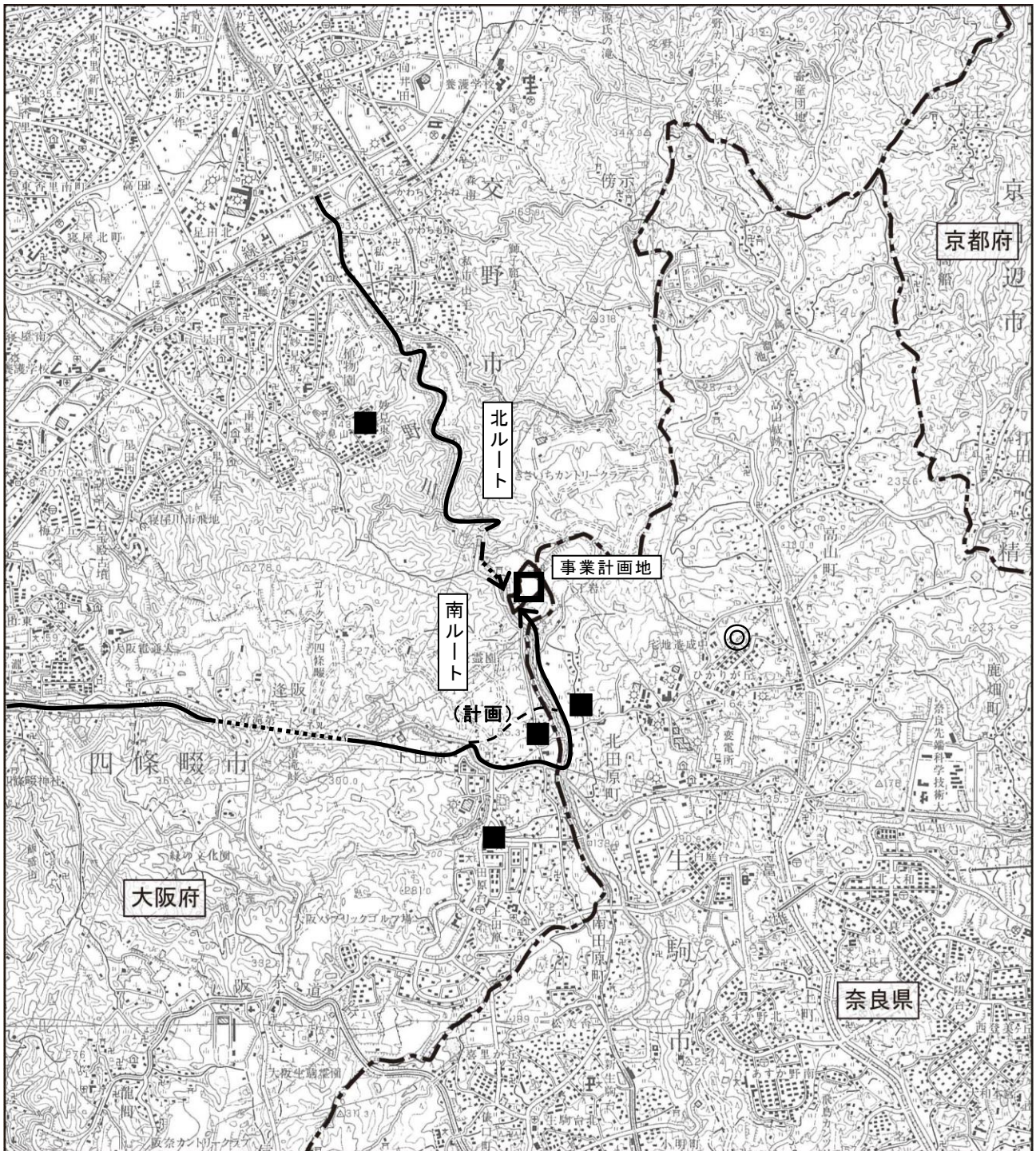
*1 供用開始後2年目以降については事後調査結果及びごみ焼却量の推移等を踏まえ、調査時期及び頻度を適宜見直す。

*2 供用開始後2年目以降については事後調査結果等を踏まえ、適宜見直す。

*3 供用開始後1年目の事後調査結果及び周囲の状況を踏まえ、調査時期及び頻度を適宜見直す。

表 4-1.2(2) 事後調査の項目、調査地点、調査時期及び調査の方法（供用時）

環境項目		調査地点	調査時期	調査の方法
大項目	小項目			
景観	自然景観 歴史的・文化的景観	3地点 磐船峡駐車場 北田原集会所前 ほしだ園地(星の ブランコ) (図4-1.2(4)記号 ●参照)	時期：施設完成年度（秋季） 頻度：1回	写真撮影
文化財	文化財	国道168号に面す る擁壁部分の眺望 (図4-1.2(4)記号 <-----> 参照)	時期：施設完成年度（秋季） 頻度：1回	写真撮影
廃棄物	種類、発生量 再生利用量、処分量	施設内	時期：供用開始後5年間 頻度：1年間（年1回）	事業による廃棄物の処理実 績を集計
地球環境	ごみ焼却量及び売電量	施設内	時期：供用開始後5年間 頻度：1年間（年1回）	事業による温室効果ガスの 排出量及び売電量
大気質 騒音・振動 人と自然との 触れ合いの活 動の場	ごみ収集車等交通量	施設内	時期：供用開始後5年間 頻度：2日／年	施設入口にてカウントもし くは搬出入記録等による



凡 例 事業計画地 府県境

- : 熱回収施設煙突排ガスの排ガス量、硫黄酸化物等、風向風速
- ◎ : 四季調査 (二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類)
- : 四季調査 (塩化水素、水銀、ダイオキシン類)



1:50,000

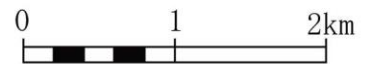


図 4-1.2(1) 供用時の事後調査地点 (大気質、気象)

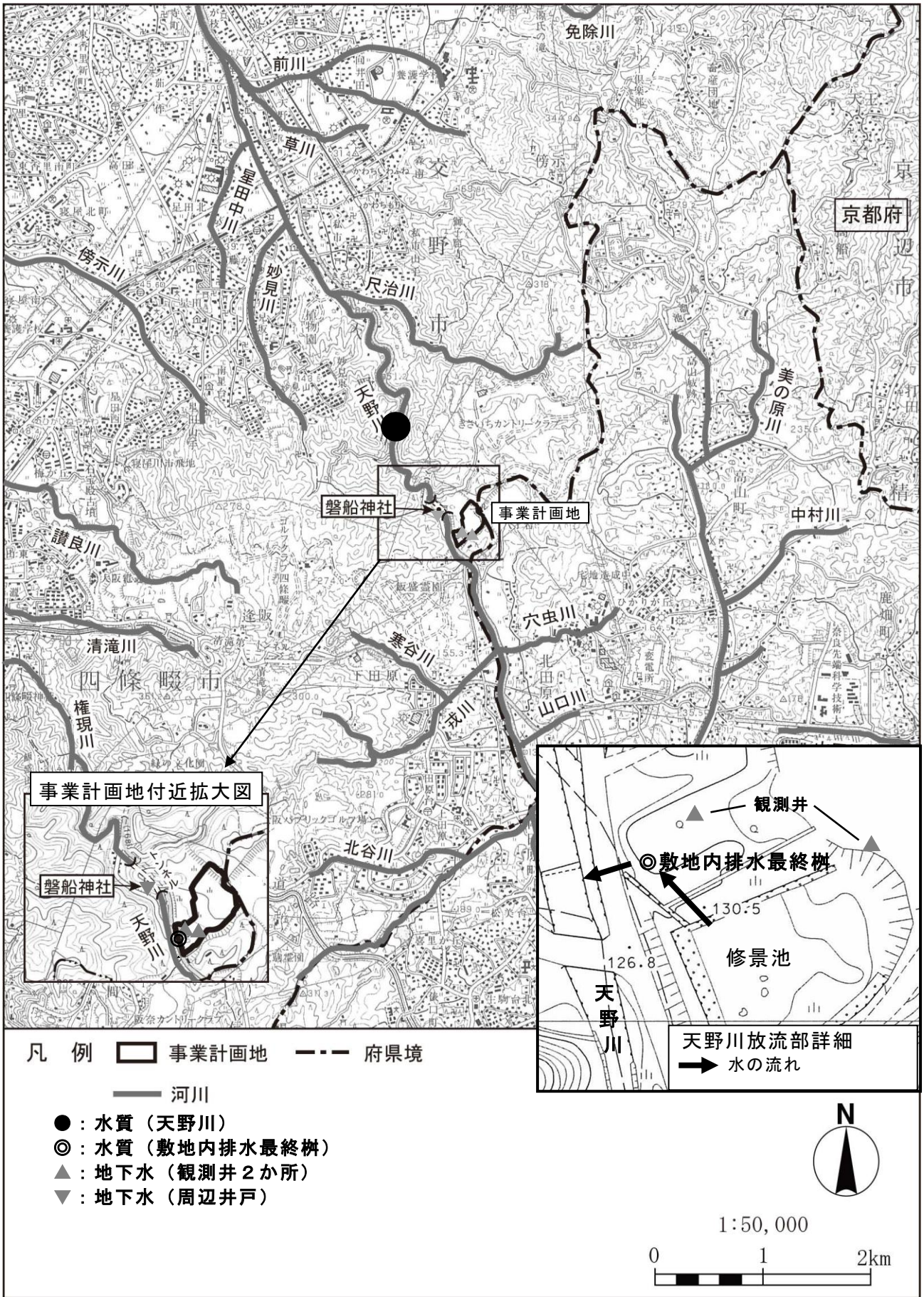


図 4-1.2(2) 供用時の事後調査地点 (水質、地下水)

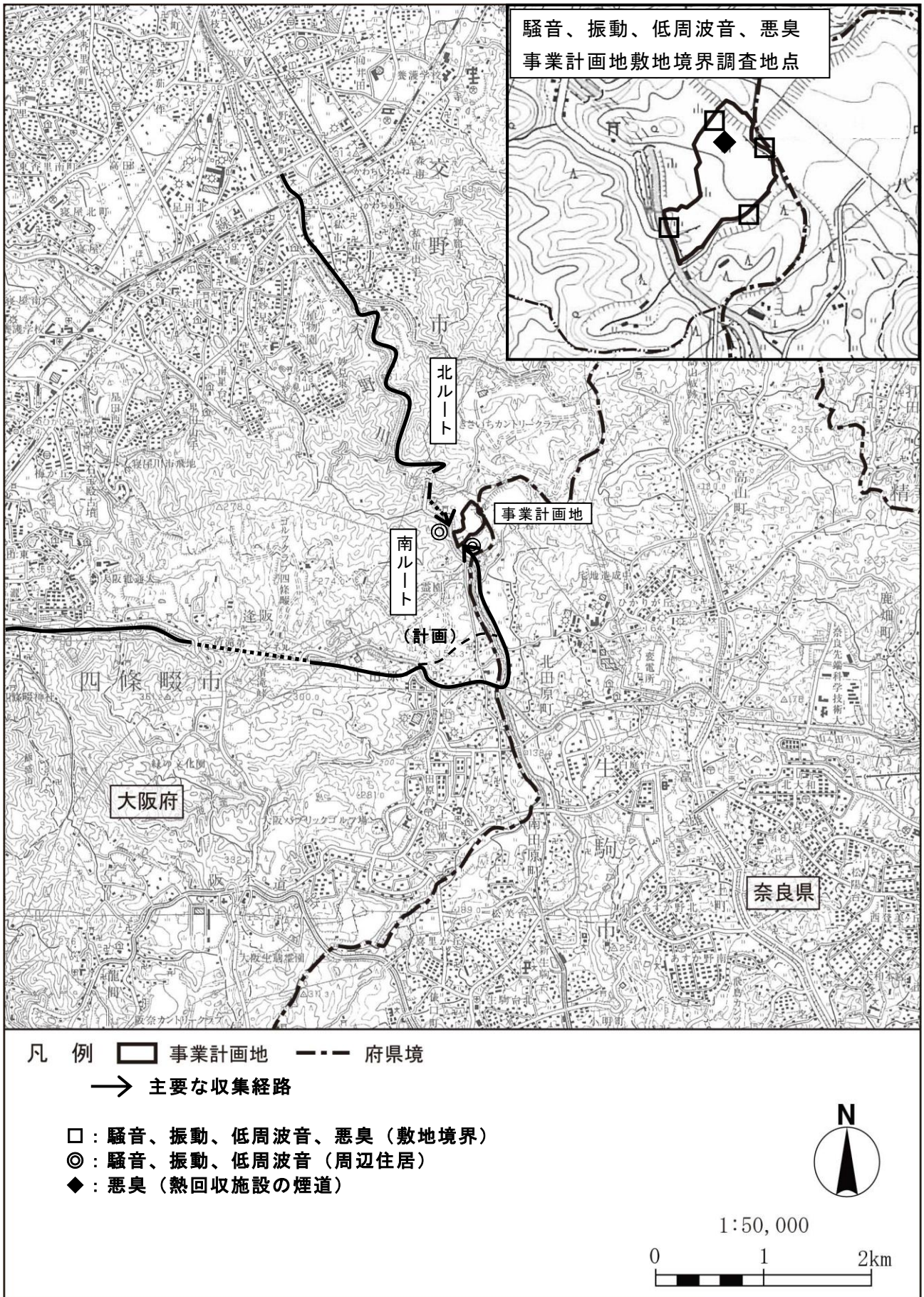


図 4-1.2(3) 供用時の事後調査地点 (騒音、振動、低周波音、悪臭)

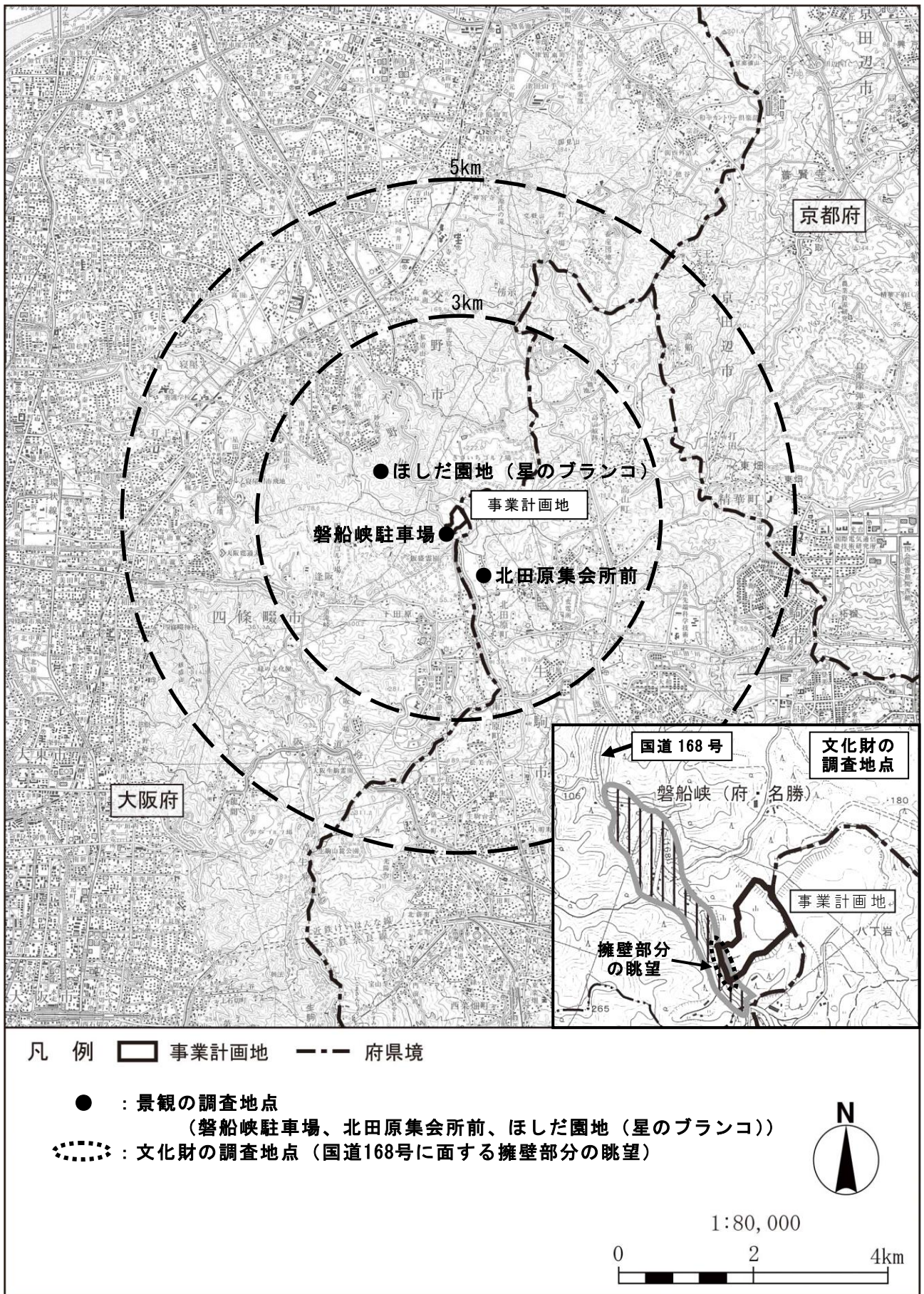


図 4-1.2(4) 供用時の事後調査地点 (景観、文化財)

5. 事後調査の結果の記載様式

事後調査の結果は、対象項目ごとに、あらかじめ定めた記載様式に記入し、その結果の検証は、対象事業の実施状況、評価の指針等を勘案して行うものとする。

該当事業が原因で環境保全上問題があると認められた場合には、適切な措置を講ずることとする。

5-1. 大気質（供用時）

(1) 記載様式

大気質に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 5-1 に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 5-1(1) 大気質に係る事後調査結果の記載様式例（供用時、熱回収施設煙道）

	項目		計画値	1回目	2回目	・・・	6回目
				年月日	年月日		年月日
1号炉	排ガス量	湿りガス量	30,100 m ³ _N /h				
		乾きガス量 (O ₂ 12%換算値)	26,100 m ³ _N /h (20,000 m ³ _N /h)				
	排ガス濃度 (O ₂ 12%換算値)	硫黄酸化物	20ppm				
		窒素酸化物	30ppm				
		ばいじん	10mg/m ³ _N				
		塩化水素	20ppm				
		水銀	0.05mg/m ³ _N				
		ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ _N				
2号炉	排ガス量	湿りガス量	30,100 m ³ _N /h				
		乾きガス量 (O ₂ 12%換算値)	26,100 m ³ _N /h (20,000 m ³ _N /h)				
	排ガス濃度 (O ₂ 12%換算値)	硫黄酸化物	20ppm				
		窒素酸化物	30ppm				
		ばいじん	10mg/m ³ _N				
		塩化水素	20ppm				
		水銀	0.05mg/m ³ _N				
		ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ _N				

表 5-1(2) 大気質に係る事後調査結果の記載様式例

(供用時、一般環境、四季調査、二酸化硫黄)

調査期間： 季 平成 年 月 日～ 日
 季 平成 年 月 日～ 日
 季 平成 年 月 日～ 日
 季 平成 年 月 日～ 日

調査地点	調査時期	有効測定日数	測定時間数	平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合	
							時間	%	日	%
		日	時間	ppm	ppm	ppm	時間	%	日	%
ひかりが丘配水場	季									
	・									
	全年									

表 5-1(3) 大気質に係る事後調査結果の記載様式例

(供用時、一般環境、四季調査、二酸化窒素)

調査期間： 季 平成 年 月 日～ 日
 季 平成 年 月 日～ 日
 季 平成 年 月 日～ 日
 季 平成 年 月 日～ 日

調査地点	調査時期	有効測定日数	測定時間数	平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	
							時間	%	時間	%	日	%	日	%
		日	時間	ppm	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%
ひかりが丘配水場	季													
	・													
	全年													

表 5-1(4) 大気質に係る事後調査結果の記載様式例

(供用時、一般環境、四季調査、浮遊粒子状物質)

調査期間： 季 平成 年 月 日～ 日
 季 平成 年 月 日～ 日
 季 平成 年 月 日～ 日
 季 平成 年 月 日～ 日

調査地点	調査時期	有効測定日数	測定時間数	平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合	
							時間	%	日	%
		日	時間	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	時間	%	日	%
ひかりが丘配水場	季									
	・									
	全年									

表 5-1(5) 大気質に係る事後調査結果の記載様式例
(供用時、一般環境、四季調査)

調査期間： 季 平成 年 月 日～ 日
 季 平成 年 月 日～ 日
 季 平成 年 月 日～ 日
 季 平成 年 月 日～ 日

地点	季	季	季	季	年平均値	環境基準等
塩化水素 (ppm)						目標環境濃度 0.02ppm
妙見東中央公園						
.....						
水銀 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)						指針値 年平均値が0.04 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
妙見東中央公園						
.....						
ダイオキシン類 (pg-TEQ/ m^3)						環境基準 年平均値 0.6pg-TEQ/ m^3 以下
妙見東中央公園						
.....						

表 5-1(6) 気象に係る事後調査結果の記載様式例
(供用時、一般環境、四季調査、風向風速)

調査期間： 季 平成 年 月 日～ 日
 季 平成 年 月 日～ 日
 季 平成 年 月 日～ 日
 季 平成 年 月 日～ 日

調査地点：工場屋上 (測定高度地上 m)

区分	項目	季	季	季	季	全年
昼間	最多風向					
	頻度 (%)					
	次多風向					
	頻度 (%)					
	平均風速 (m/s)					
	静穏率 (%)					
夜間	最多風向					
	頻度 (%)					
	次多風向					
	頻度 (%)					
	平均風速 (m/s)					
	静穏率 (%)					
全日	最多風向					
	頻度 (%)					
	次多風向					
	頻度 (%)					
	平均風速 (m/s)					
	静穏率 (%)					

注) 静穏：風速0.4m/s以下。
 風配図を作成する。

(2) 結果の検証

大気質に係る事後調査結果の検証は、対象事業の実施状況及び評価の指針を勘案して行う。

5-2. 水質（工事時、供用時）

（1）記載様式

水質に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 5-2 に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 5-2(1) 水質に係る事後調査結果の記載様式例（工事時、調整池出口）

調査年月：平成 年 月

地点	調査日	pH		濁度 (度)		SS (濁度換算値) ^{注1} (mg/L)		濁水処理装置等 の稼働の状況
		午前	午後	午前	午後	午前	午後	
調整池 出口	1日							
	2日							
	...							
	...							
	31日							
	管理値	5.8~8.6		管理指標値 ^{注2}		60以下		
	測定回数	日2回（常時監視）						

注1：SS（濁度換算値）とは、濁度の値からSSを算出した値である。管理値の欄の60mg/Lは、工事中の濁水における管理目標である。

注2：管理指標値は、疑似試験結果から求める値で、事後調査結果に応じて適宜見直すものとする。

注3：「-」は、放流なしを意味する。

表 5-2(2) 水質に係る事後調査結果の記載様式例

（工事時及び供用時、天野川下流及び敷地内排水最終柵）

調査期間：平成 年 月～ 月

区分	調査項目	単位	調査地点名						最小	最大	平均 値	水質管理目標	
			1回目	2回目	3回目				工事時	供用時
現地 調査 項目	調査日	-									-	-	
	調査時刻	-									-	-	
	色	-									-	-	
	外観	-									-	-	
	臭い	-									-	-	
	流量	m ³ /s										-	-
	水温	℃										-	-
透視度	度										-	-	
生活 環境 項目	水素イオン濃度	-									河川 6.5~8.5 最終柵 5.8~8.6	河川 6.5~8.5 最終柵 5.8~8.6	
	浮遊物質量	mg/L									河川 25以下 最終柵 60以下	河川 25以下 最終柵 25以下	
健康 項目	鉛	mg/L									0.01以下	0.01以下	
	砒素	mg/L									0.01以下	0.01以下	
	ふっ素	mg/L									0.8以下	0.8以下	
	ほう素	mg/L									1以下	1以下	
	ベンゼン	mg/L									0.01以下	0.01以下	
その 他	ダイオキシン類	pg ⁻ TEQ/L									1以下	10以下	
	濁度	度									-	-	
	電気伝導率	mS/m									-	-	

表 5-2(3) 地下水に係る事後調査結果の記載様式例
(工事時及び供用時)

調査期間：平成 年 月～ 月

区分	調査項目	単位	調査地点名				最小	最大	平均値	環境 基準値
			季	季	季	...				
現地調査項目	調査日	—						—	—	
	調査時刻	—						—	—	
	色	—						—	—	
	外観	—						—	—	
	臭い	—						—	—	
	水位 (管頭から)	m							—	
	水温	℃							—	
	透視度	度							—	
健康項目	鉛	mg/L							0.01以下	
	砒素	mg/L							0.01以下	
	ふっ素	mg/L							0.8以下	
	ほう素	mg/L							1以下	
	ベンゼン	mg/L							0.01以下	
その他	ダイオキシン類	pg- TEQ/L							1以下	

5-3. 騒音（工事時、供用時）

(1) 記載様式

騒音に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 5-3 に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 5-3(1) 騒音に係る事後調査結果の記載様式例（工事時、建設機械の稼働）

調査日：平成 年 月 日（曜日） 時～ 日（ ） 時

調査地点	時間の区分	騒音レベル L_{A5} (dB)	
			規制基準
敷地境界 A	昼間		85
敷地境界 B	昼間		

表 5-3(2) 騒音に係る事後調査結果の記載様式例（工事時、発破工事時）

調査日：平成 年 月 日（ ） 時～ 日（ ） 時

調査地点	時間の区分	騒音レベル L_{AMAX} (dB)	
			管理値
...	昼間		85
...	昼間		

表 5-3(3) 騒音に係る事後調査結果の記載様式例（供用時、敷地境界）

調査日：平成 年 月 日（ ） 時～ 日（ ） 時

調査地点	時間の区分	騒音レベル L_{A5} (dB)		(参考) 現況値 等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)
			規制基準	
...	朝		50	
	昼間		55	
	夕		50	
	夜間		45	

表 5-3(4) 騒音に係る事後調査結果の記載様式例（供用時、周辺住居）

調査日：平成 年 月 日（ ） 時～ 日（ ） 時

調査地点	時間の区分	等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)		(参考) 現況値 L_{Aeq} (dB)
			環境基準	
...	昼間		55	
	夜間		45	

(2) 結果の検証

騒音に係る事後調査結果の検証は、対象事業の実施状況及び評価の指針を勘案して行う。

5-4. 振動（工事時、供用時）

（1）記載様式

振動に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 5-4 に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 5-4(1) 振動に係る事後調査結果の記載様式例（工事時、建設機械の稼働）

調査日：平成 年 月 日（曜日） 時～ 日（ ） 時

調査地点	時間の区分	振動レベル L_{10} (dB)	
			規制基準
敷地境界 A	昼間		75
敷地境界 B	昼間		

表 5-4(2) 振動に係る事後調査結果の記載様式例（工事時、発破工事時）

調査日：平成 年 月 日（ ） 時～ 日（ ） 時

調査地点	時間の区分	振動レベル L_{MAX} (dB)	
			管理値
...	昼間		60 又は (暗振動+30dB)
...	昼間		

表 5-4(3) 振動に係る事後調査結果の記載様式例（供用時、敷地境界）

調査日：平成 年 月 日（ ） 時～ 日（ ） 時

調査地点	時間の区分	振動レベル L_{10} (dB)		(参考) 現況値 L_{10} (dB)
			規制基準	
...	昼間		60	
	夜間		55	

表 5-4(4) 振動に係る事後調査結果の記載様式例（供用時、周辺住居）

調査日：平成 年 月 日（ ） 時～ 日（ ） 時

調査地点	時間の区分	振動レベル L_{10} (dB)		(参考) 現況値 L_{10} (dB)
			感覚閾値	
...	昼間		55	
	夜間			

（2）結果の検証

振動に係る事後調査結果の検証は、対象事業の実施状況及び評価の指針を勘案して行う。

5-5. 低周波音（工事時、供用時）

（1）記載様式

低周波音に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 5-5 に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 5-5(1) 低周波音に係る事後調査結果の記載様式例（工事時、発破工事時）

調査日：平成 年 月 日（曜日） 時～ 日（ ） 時

調査地点	時間の区分	低周波音 L_{GMAX} (dB)	
			管理値
...	昼間		130
...	昼間		

表 5-5(2) 低周波音に係る事後調査結果の記載様式例（供用時、敷地境界）

調査日：平成 年 月 日（ ） 時～ 日（ ） 時

調査地点	時間の区分	低周波音 L_{Geq} (dB)		(参考) 現況値 L_{Geq} (dB)
			管理値	
...	昼間		92	
	夜間			

表 5-5(3) 低周波音に係る事後調査結果の記載様式例（供用時、周辺住居）

調査日：平成 年 月 日（ ） 時～ 日（ ） 時

調査地点	時間の区分	低周波音 L_{Geq} (dB)		(参考) 現況値 L_{Geq} (dB)
			管理値	
...	昼間		92	
	夜間			

（2）結果の検証

低周波音に係る事後調査結果の検証は、対象事業の実施状況及び評価の指針を勘案して行う。なお、結果の検証においては、施設の供用に係る低周波音の、1/3 オクターブバンドの調査結果についても記載し、現況調査及び指針値との比較検証を行う。

5-6. 悪臭（供用時）

（1）記載様式

悪臭に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 5-6 に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 5-6(1) 悪臭に係る事後調査結果の記載様式例（敷地境界）

調査日：平成 年 月 日

区分	調査項目	単位	調査結果				定量下限値	敷地境界における規制基準
			敷地境界北側	敷地境界東側	敷地境界南側	敷地境界西側		
現地調査項目	気温	℃					—	—
	湿度	%					—	—
	風向	—					—	—
	風速	m/s					—	—
	気圧	hPa					—	—
悪臭調査項目	アンモニア	ppm					0.1	1
	メチルメルカプタン	ppm					0.0002	0.002
	ppm					〇〇〇	〇〇〇
	ppm					〇〇〇	〇〇〇
	臭気指数	—					10	—

表 5-6(2) 悪臭に係る事後調査結果の記載様式例（煙道）

調査日：平成 年 月 日

区分	調査項目	単位	計画値	調査結果	定量下限値	規制値
				煙道		
測定資料等	排ガス温度	℃	180		—	—
	水分量	%	13.3		—	—
	湿り排ガス量	m ³ _N /h	30,100		—	—
	乾き排ガス量	m ³ _N /h	26,100		—	—
悪臭調査項目	アンモニア	ppm			0.1	〇〇〇
	メチルメルカプタン	ppm			0.0002	—
	ppm			〇〇〇	〇〇〇
	ppm			〇〇〇	〇〇〇
	臭気指数（臭気濃度）	—	26（400）		10	〇〇〇
	臭気排出強度（O.E.R）	m ³ /s	5,800		—	〇〇〇

（2）結果の検証

悪臭に係る事後調査結果の検証は、対象事業の実施状況及び評価の指針を勘案して行う。

5-7. 陸域生態系（施設の存在）

（1）記載様式

陸域生態系に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 5-7 に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 5-7 陸域生態系に係る事後調査結果の記載様式例

生物の種類	事後調査結果（平成 年 月～平成 年 月の1年間）		
	環境保全措置の内容	生育状況（経過状況）	写真の有無
カワジシャ	供用開始前の平成〇〇年〇〇月に〇〇へ移植した。	高さ〇〇cm程度で、約〇〇本が生育している。	別紙
ミコシガヤ	供用開始前平成〇〇年〇〇月に〇〇へ移植した。	高さ〇〇cm程度で、約〇〇本が生育している。	別紙

（2）結果の検証

陸域生態系に係る事後調査結果の検証は、対象事業の実施状況及び評価の指針を勘案して行う。

5-8. 景観（施設の存在）

（1）記載様式

景観に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 5-8 に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 5-8 景観に係る事後調査結果の記載様式例

地点又は範囲	環境保全措置の内容	施設完成後の状況	写真の有無
磐船駐車場			あり
北田原集会所前			あり
ほしだ園地 (星のブランコ)			あり

（2）結果の検証

景観に係る事後調査結果の検証は、対象事業の実施状況、評価の指針を勘案して行う。
(評価書のフォトモンタージュとの比較も実施する。)

5-9. 文化財（施設の存在）

（1）記載様式

文化財に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 5-7 に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 5-7 文化財に係る事後調査結果の記載様式例

地点又は範囲	環境保全措置の内容	施設完成後の状況	写真の有無
磐船峡（名勝）			あり

（2）結果の検証

文化財に係る事後調査結果の検証は、対象事業の実施状況及び評価の指針を勘案して行う。

5-10. 廃棄物（工事時、供用時）

（1）記載様式

廃棄物に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 5-8 に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 5-8(1) 廃棄物に係る事後調査結果の記載様式例（工事時）

単位：t/年

工事	廃棄物の種類	事後調査結果 (平成 年 月 ~ 平成 年 月の 1 年間)		
		発生量	再生利用量	委託処分量
造成 工事	伐採する樹木	木くず		
	発生土から発生した廃棄物	〇〇〇		
		〇〇〇		
	合計			
沈砂池で発生した建設汚泥	建設汚泥			
杭工事	建設汚泥			
建設工事	がれき類			
	〇〇〇			
	〇〇〇			
	合計			

表 5-8(2) 廃棄物に係る事後調査結果の記載様式例（供用時）

【熱回収施設及びリサイクル施設の稼働に伴い発生する廃棄物】 平成 年度

施設名		発生量 (t/年)	有効利用量 (t/年)	処分量 (t/年)
熱回収施設		可燃ごみ	—	焼却灰 飛灰
リサイクル 施設	資源系	缶、びん	資源化	残渣 熱回収施設
	粗大系	可燃 不燃		
	保管系			—

【熱回収施設の維持管理上発生する廃棄物発生量】 平成 年度

廃棄物の種類	発生量 (t/年)	有効利用量 (t/年)	処分量 (t/年)
イオン交換樹脂			
〇〇〇			
〇〇〇			
〇〇〇			
〇〇〇			
〇〇〇			
〇〇〇			

(2) 結果の検証

廃棄物に係る事後調査結果の検証は、対象事業の実施状況及び評価の指針を勘案して行う。

5-1-1. 地球環境（供用時）

（1）記載様式

地球環境に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 5-11 に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 5-11 地球環境に係る事後調査結果の記載様式例

【燃料消費量】

燃料等の種類			単位	計画値	〇〇年度
熱回収 施設	ごみ由来	プラスチック 以外のごみ	t	26,549	
		プラスチック	t	3,319	
	燃料の使用	ガソリン	L	1,255	
		灯油	L	30,000	
		電気使用量	kWh	0（自家発電）	
	熱の有効利 用削減分	売電量	kWh	4,300,800	
リサイ クル施 設	燃料の使用	軽油	L	4,700	
		電気使用量	kW	0（自家発電）	

【温室効果ガス排出量】

(t-CO₂/年)

区分	発生行為	燃料等の種類	温室効果ガ スの種類	計画値	〇〇年度	
施設の 稼働	ごみ由来	プラスチック以 外のごみ	CH ₄ +N ₂ O	467		
		プラスチック	CO ₂	9,194		
	燃料の使用	ガソリン	CO ₂	3		
		軽油	CO ₂	13		
		灯油	CO ₂	75		
		電気使用量	CO ₂	0		
	熱の 有効利用	売電量	CO ₂	-1,338		
	合 計			CO ₂	8,414	

（2）結果の検証

地球環境に係る事後調査結果の検証は、対象事業の実施状況及び評価の指針を勘案して行う。

5-12. 工所用車両及びごみ収集車等の交通量（工事時、供用時）

（1）記載様式

工所用車両及びごみ収集車等の交通量に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 5-12 に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 5-12(1) 工所用車両の交通量に係る事後調査結果の記載様式例（工事時）

平成 年 月 日（〇回目）

時刻	北ルート（交野市側）		南ルート（四條畷市側）		合計
	小型車	大型車	小型車	大型車	
〇:〇~〇:〇					
〇:〇~〇:〇					
〇:〇~〇:〇					
〇:〇~〇:〇					
合計					

表 5-12(2) ごみ収集車等の交通量に係る事後調査結果の記載様式例（供用時）

平成 年 月 日（〇回目）

時刻	北ルート（交野市側）			南ルート（四條畷市側）			合計
	ごみ収集車等	資材等搬出入車等	通勤車等	ごみ収集車等	資材等搬出入車等	通勤車等	
〇:〇~〇:〇							
〇:〇~〇:〇							
〇:〇~〇:〇							
〇:〇~〇:〇							
合計							

注) ごみ収集車等 : ごみ収集車+直接持込車
 資材等搬出入車等 : 灰搬出車+薬品搬入車+資材化物搬入車+公用車(マイクロバス)
 通勤車等 : 通勤車+公用車(乗用車)+来訪車

（2）結果の検証

工所用車両及びごみ収集車等の交通量に係る事後調査結果の検証は、対象事業の実施状況及び評価の指針を勘案して行う。

6. 事後調査報告書の提出時期

事後調査報告書は事後調査の項目ごとに記載することとし、提出時期は、表6に示すとおり、一部の項目を除いて、調査の実施月の翌月末に提出することとする。また、毎年、環境保全対策の実施状況及び知事意見に対する事業者等の見解についての実施状況を報告することとする。

事後調査の結果は、対象項目ごとに、「5. 事後調査の結果の記載様式」に示した記載様式例に記入し、その結果の検証は、対象事業の実施状況、評価の指針等を勘案して行うものとする。

本事業が原因で環境保全上問題があると認められた場合には、適切な措置を講ずることとする。

表6 事後調査報告書の提出時期

分類	調査項目	提出時期
工事時	水質、地下水、騒音、振動、低周波音、大気質・騒音・振動・人と自然との触れ合いの活動の場（工事用車両交通量）	調査実施月の翌月末
	廃棄物	調査翌年度の4月末
	環境保全対策の実施状況及び知事意見に対する事業者等の見解についての実施状況	調査翌年度の4月末
供用時	大気質、水質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、景観、文化財、大気質・騒音・振動・人と自然との触れ合いの活動の場（ごみ収集車等交通量）	調査実施月の翌月末
	廃棄物、地球環境	調査翌年度の6月末
	環境保全対策の実施状況及び知事意見に対する事業者等の見解についての実施状況	調査翌年度の6月末